



cutting through complexity

銀行規制の進化

パート1

設計段階から施行段階へ

2015年3月

kpmg.com

KPMG INTERNATIONAL



はじめに

最

新の「銀行規制の進化」をお届けします。本シリーズも5年目となり、金融危機以降の規制改革の道のりの長さや複雑さが感じられます。しかし、時の流れが変化をもたらしています。

規制改革は明らかに設計段階から施行段階に移行しています。細かいことまですべて整ったというわけではありません。実際、新たな規制イニシアチブの流入は衰えを知らず、圧倒されそうなほどに思われます。とは言え、大半の領域で少なくともすでに今後の方向性ははっきりし、多くの領域で銀行が実行可能かつ持続可能な未来へと進むペースを上げるのに十分な詳細が明らかになっています。

KPMGメンバーファームは、世界各国の多数の銀行がこの道のりを進むのを支援してきました。銀行によっては、規制圧力と経済的圧力に悩まされる苦しい困難の時期となりま

した。規制圧力をあげていくと、たちまち長いリストができます。リストの上位には資本、レバレッジ、流動性、再生・破綻処理計画、資本市場、リテールおよびホールセール、ガバナンス、取締役会・経営陣の責任、データの質が名を連ねています。

一方、経済的圧力は歴然としており、最も経済情勢が良くないのはユーロ圏の一部の国々です。欧州中央銀行 (ECB) の「包括的査定」に際してKPMGメンバーファームが多数の銀行、監督機関、中央銀行に助言をした際にわかったことは、規制当局のストレステスト重視傾向により、規制圧力と経済的圧力の複合効果が銀行にとって厳しいものになっているということです。

あまりにも多くの銀行が、レバレッジ解消、経費削減、収益維持、時と場合によっては増資を組み合わせることにより、資本、レバレッジ、流動性に関する新たな厳しい要件を

満たすことのみに、もっぱら集中してきました。そうすることで、銀行は目の前にある規制要件を満たせていたかもしれません。

しかし、その道をたどることは、実行可能かつ持続可能な未来のための戦略にはなりません。満足のいく自己資本利益率 (ROE) を達成しようとするならば、銀行は単なる規制要件の遵守以上のことを考えなければなりません。そのためには、顧客、ビジネスモデル、リスクアペタイト、法的構造および事業構造、資金調達の構成、ITシステムおよびデータ管理に戦略的重点を置く必要があります。そうでなければ、銀行に対する株主やその他のステークホルダーからの圧力は強まるでしょう。監督当局はビジネスモデルの分析に対する一層の関心と、存続できない銀行が他の銀行の収益力に及ぼす影響に対する懸念を併せ持っており、監督面での圧力がかかる兆しが見え始めています。



したがって、銀行の多くは、バランスシートの縮小やリスク緩和よりも、広範で思い切った措置を取る必要があります。重要な措置の1つは、コスト削減です。近年、他の先進国の銀行では収益に占める費用の割合が下がっているのに対して、ヨーロッパの銀行では全般的にその割合が増えていることは注目に値します。もう1つは、利ざやと総資産利益率(ROA)を回復または増加させるための金利の調整です。3つ目はITへの投資です。これは、サイバー・セキュリティ・リスクから守るためにこれまで以上に高度な方法を追究すると共に、フロントエンドでの取引能力の強化、リスク管理の改善、データ管理の有効性の向上、中期的な費用効率の向上を図るためです。

また、銀行はG20と欧州連合(EU)が掲げる雇用と成長という課題に積極的に対応する必要があります。一部の政治家や解説者は、銀行をこうした重要な課題から締め出そうと

熱心すぎるように見えます。ヨーロッパ全域にわたる資本市場同盟(capital market union)が仲介機能を促進することにイニシアチブを発揮してきたことに関する長期的な将来性と、銀行融資の短期的な代替機能を混同しているのです。そうではなく、業界はKPMGが最近のThought Leadershipで提起したEUとG20の課題に関する問いかけ、特にどうすれば規制により金融サービスが経済全体における雇用と成長を後押しできるようになるかという点を問い続ける必要があります。

今年は「銀行規制の進化」をシリーズとして連続刊行します。最近の銀行規制の動向と今後を概説する序章から始まり、それ以降の章で各論として特定の問題を取り上げます。各論部分の最初の章では銀行の事業構造の問題を見ていく予定です。今年中に刊行予定の他の章では、コンダクト、文化、ガバナンス、データ、市場インフラ、破綻処理といったテーマ

を取り上げることになります。

このシリーズは、実行可能かつ持続可能な未来をまだ確かなものにしていない銀行に対して、重要な課題と取るべきステップを明確にしています。皆様のお役に立てれば幸いです。



Jeremy Anderson
Global Chairman, Financial Services

目次

- 4** エグゼクティブ・サマリー
- 8** 規制圧力指数
- 10** 主な規制動向：設計段階から施行段階へ
- 28** 付録1 — 金融サービスおよび雇用創出と成長の課題
- 29** 付録2 — 規制動向の概要
- 33** 用語集

エグゼクティブ・サマリー



規制圧力指数が示しているとおり、**銀行への規制圧力は強まり続けています**。新たな規制イニシアチブのペースが落ち始めたとしても、すでに始まった改革の全貌は明らかになり始めたばかりです。

規 制圧力はユーロ圏で最も顕著な経済活動の弱さと相まって、ヨーロッパ・中近東・アフリカ (EMA: Europe, Middle East and Africa) 地域の銀行の多くに、**十分な利益を上げ**、実行可能かつ持続可能なビジネスモデルがあることを実証しようと必死の努力を強めています。バランスシートのレバレッジ解消とリスク削減により、大半の銀行が資本と流動性に関する規制当局の現行の要求を満たせるようになったとは言え、それが銀行の収益力回復につながるわけではありません。リテールおよびホールセール市場での過去の不正行為により逆風にさらされ、IT支出増大につながるさまざまな圧力を受ける中で、銀行

が実行可能かつ持続可能な将来を確保するのは容易ではありません。この問題については「銀行規制の進化」パート2で詳説します。

規制改革の詳細が、明らかになり始めています。残りの改革の方向性も見えてきました。**設計段階や水準調整段階から施行段階に進む**規制が増えており、残る作業は減ってきています (P6、7の図参照)。まだ策定の初期段階にある規制改革イニシアチブも少なくなってきました。ただし、新たなイニシアチブの登場については不確実性がつきものです。そのような中、銀行は莫大な量の施策と施策間の相互関係の動向を追い、それに対応するという複雑な作業への必死の取組みを続けています。

本章では、先の見えない規制および監督の進化に対応する必要がある、**5つの新領域**を取り上げます。

マクロ健全性政策

銀行は自分たちに影響を及ぼすマクロ健全性施策の範囲と規模に対して、十分な準備ができていないかもしれません。多くの国ではまだマクロ健全性政策は発展途上段階ですが、一部の国の当局は、銀行セクターの耐性をさらに強めるための資本、レバレッジ、流動性要件の引き上げや、信用と資産価格に係る金融サイクルを抑制するための特定の種類の融資に対する制限を含む、マクロ健全性ツール使用を次々と取り入れています。

リスク・アセット

規制当局は、**銀行が信用リスクや市場リスクへの対応に必要な資本が少なくなるように計算するために、内部モデルを使える度合いを制限しようとしています。**銀行の内部モデルの不備と考えられる点、モデルを使った結果発生する銀行間の原因不明のばらつき、内部モデルに基づいたリスクウェイトの強引な引下げに対して、規制当局と投資家から反発が起きていました。モデルやパラメータを制限し、モデルベースの計算結果と比較可能で強制力があり、リスク感応度がより高い標準的手法の導入により、多くの銀行で必要資本とシステム費用が増加するでしょう。

包括的査定

欧州中央銀行 (ECB) の包括的査定は、資本不足を是正する必要がある銀行に最も直接的な影響を及ぼすものでしたが、**ECBの監督アプローチの出発点にも、今後のストレステストの設計と焦点の出発点にもなっています。**銀行は、銀行からの詳細な報告に一部基づいた規制当局主導のストレステストが幅広い銀行に適用されることになると考えておくべきです。そのストレステストでは、ソブリン債、国際エクスポージャー、資金調達リスク、銀行のストレステスト実施能力がますます重視されるでしょう。

監督

欧州中央銀行 (ECB) による監督は、ECBに直接監督される銀行にとっては大きな変化です。ECBが監督当局のレビューと評価に関する欧州銀行監督機構 (EBA) のガイドラインに記載された幅広いリスクに注目することで、銀行の戦略およびビジネスモデル、データおよびITインフラ、リスクモデルの設定、「第2の柱」である資本および流動性要件の設定に関して、各行に影響が出てきます。また、ECBは各国の監督当局とのこれまでの慣行の不一致をなくすので、多くの銀行がそれに適応する必要があります。

銀行同盟域外の (当然、欧州域外も) 各国の監督当局は、ECBの銀行監督アプローチを注視しており、ECBの監督イニチアチブに少なくとも部分的には従うことになりそうです。

総損失吸収力 (TLAC)

システム上重要な銀行に対し、一般の上位債務者よりも先にペイルインされる「劣後」長期債務を最低額以上保有するよう義務付けることで、対象銀行の多くは算入条件を満たす追加債務を増やすか、既存の長期債務の一部を適格債券に転換しなければならなくなります。これは**規制が銀行のバランスシートにもたらしたコスト増大と硬直化に追い打ちをかけます。**顧客 (個人・法人) の預金が主な資金調達源となっている銀行は、その預金の一部を長期債務に替えなければならなくなる可能性があります。

“ 設計段階や水準調整段階から施行段階に進む規制が増えており、残る作業は減ってきています。 ”

規制：施行までの道のり

1. 未知

- 銀行やトレーディングを行うエンティティの規模の制限
- 新たなマクロ健全性ツール（与信管理など）
- リテール販売禁止商品の拡大
- 財政緊縮化による年金およびその他の福祉改革

2. 策定中

- リスクウェイトの変更
- 資本フロア
- 簡素か複雑か
- 単純な証券化の資本要件
- 「第1の柱」の要件としての銀行勘定の金利リスク（IRRBB）
- 業務分離に関する欧州連合（EU）規則
- 「第3の柱」の開示（フェーズ2）
- 金融商品市場指令（MiFIDII）技術的基準
- リテールのコンダクトの問題に関する欧州監督機構（ESAs）ガイドライン
- マネー・ロンダリング防止（AML）に関するEU第4指令
- EU資本市場同盟
- 金融商品市場規制（MiFIR）技術的基準
- ベンチマークに関するEU規則
- マネー・マーケット・ファンド（MMFs）に関するEU規則
- 金融取引税

3. 設計段階

- レバレッジ比率
- 国内のシステム上重要な銀行 (D-SIBs) の指定および資本サーチャージ
- 総損失吸収力 (TLAC)、自己資本および適格債務最低基準 (MREL)
- 金融安定理事会 (FSB) リスク・ガバナンスおよびリスク・ガバナンス原則
- バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) コーポレート・ガバナンス原則
- BCBSリスクデータの集計および報告に関する原則
- マクロ健全性ツール
- 証券金融取引に対するヘアカット
- 第3の柱の情報開示 (フェーズ1)
- リスク文化の評価に対するFSBの取組み

- 欧州市場基盤規制 (EMIR) 技術的基準 (一部)
- ベンチマークに係る証券監督者国際機構 (IOSCO) 原則
- 欧州長期投資ファンド (ELTIFs)

4. 水準調整段階

- 安定調達比率 (NSFR)
- 銀行再生・破綻処理指令 (BRRD) ベイルイン権限
- 国際財務報告基準第9号 (IFRS 9) / 予想信用損失 (ECL) 会計
 - 証券金融取引の開示
- MiFIDII
- MiFIR
 - オルタナティブ投資ファンド運用者指令 (AIFMD)
 - 市場濫用規制 (MAR) および市場濫用指令2 (MAD2)

5. 施行段階 (通常は段階的)

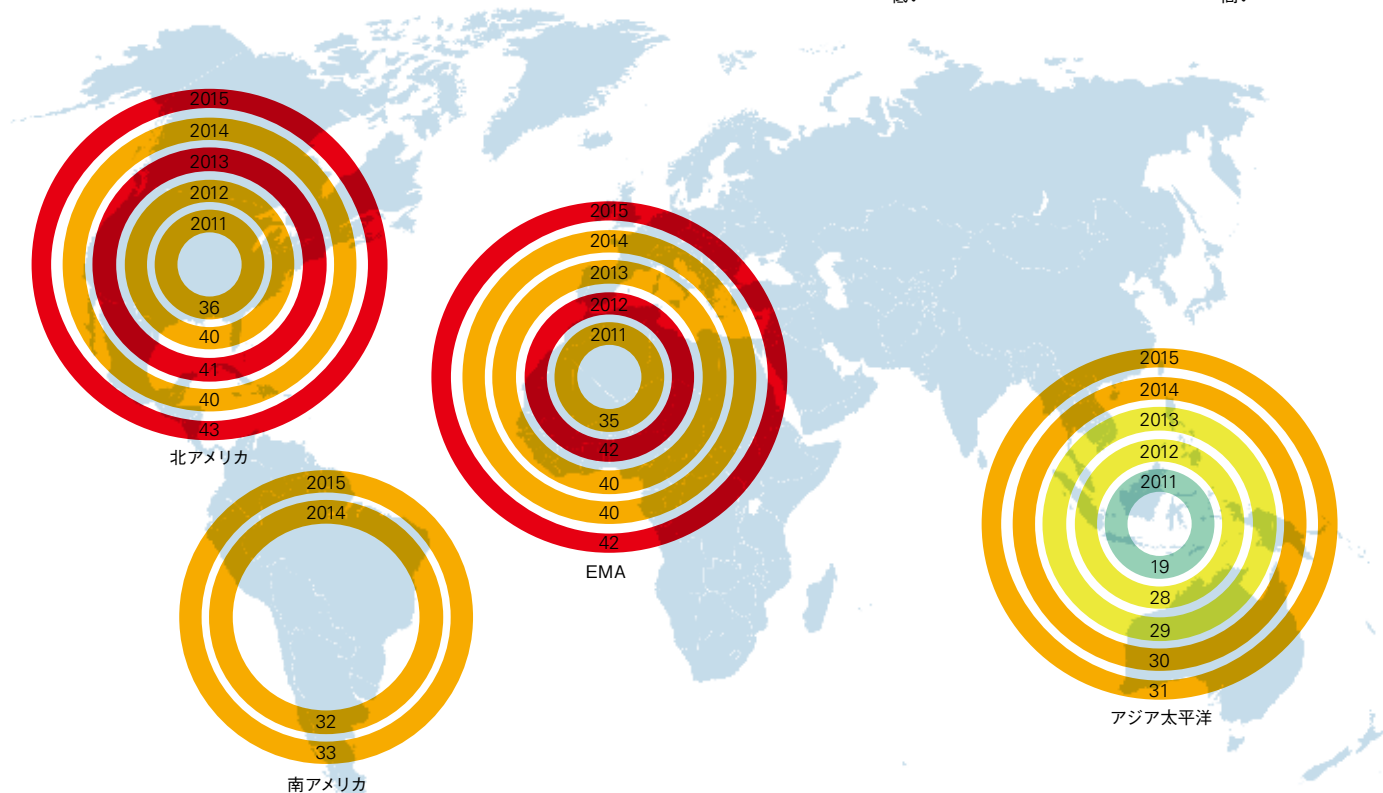
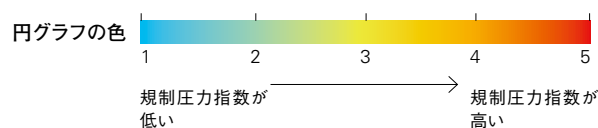
- バーゼル3
- グローバルにシステム上重要な銀行 (G-SIBs) の指定および資本サーチャージ
- ストレステスト
- 中央清算機関 (CCPs) へのエクスポージャーのリスクウェイト
- 証券化における資本の取扱い
- マクロ健全性ツール (一部の国)
- 流動性カバレッジ比率 (LCR)
- 大口エクスポージャー
- 共通報告フレームワーク (COREP) / 財務報告フレームワーク (FINREP)

- 各国における業務分離の法制化
- BRRD破綻処理権限
- 預金保証制度
- 各国および単一の破綻処理基金
- 欧州銀行監督機構 (EBA) 監督上の検証・評価プロセス (SREP) ガイドライン
- 欧州中央銀行 (ECB) による銀行同盟の監督
- 報酬関連
- 住宅ローン指令
- 欧州市場基盤規制 (EMIR)

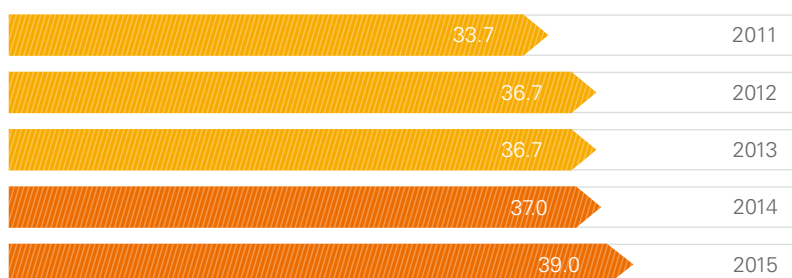
規制圧力指数

この規制圧力指数は、南北アメリカ（今回初めて北アメリカと南アメリカを分離）、ヨーロッパ・中近東・アフリカ（EMA）、アジア太平洋地域における、KPMGグローバルネットワークの規制専門家と銀行業界のクライアントの見解を組み合わせたものに基づいています。

規制改革—地域差



グローバル圧力指数は引き続き上昇



注:

- 1) 各地域の数値は、それぞれ規制圧力の10領域のスコアを合計したものです。
- 2) メキシコは南アメリカのデータに含まれています。
- 3) 2011年から2013年までのグローバル圧力指数は、北アメリカ、EMA、アジア太平洋地域のスコアを単純に足して3で割って算出していました。2014年と2015年のグローバル圧力指数は、北アメリカ（3分の1）、EMA（3分の1）、アジア太平洋（6分の1）、南アメリカ（6分の1）のスコアの加重平均となっています。
- 4) 南アメリカのデータは2014年と2015年分のみ入手しています。

出典：KPMG社内調査 2015年

今年は全体的に規制圧力指数が上昇しました。この上昇は、一部の地域で規制の詳細が明らかになり、規制改革の実施に伴う課題が残っている状況を反映しています。これにはバーゼル3のコア資本および流動性基準の大部分、リスク・業績を加味した報酬、市場インフラ要件などが含まれます。

他の地域では、規制圧力は規制イニシアチブの策定が続いていることを反映しています。資産のリスクウェイト、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）の指定および規制上の取扱い、

マクロ健全性政策、リテールおよびホールセール市場でのコンダクトと文化、リスク・ガバナンス、再生・破綻処理計画を含む規制が、さまざまな進捗段階にあります。

地域別に見ると、アジア太平洋地域では銀行への規制圧力が引き続き着実に増加しており、特に流動性、リテールおよびホールセールのコンダクトの領域での圧力の増加が顕著です。しかしながら、最も圧力が高い地域は依然北アメリカとヨーロッパで、資本、システミック・リスク、コンダクトと文化、監督の厳しさの領域で、最も厳しい圧力を受けています。南アメリカで最も規制圧力が高かった領域は、金融犯罪と税でした。

規制領域別の主な課題は以下のとおりです。

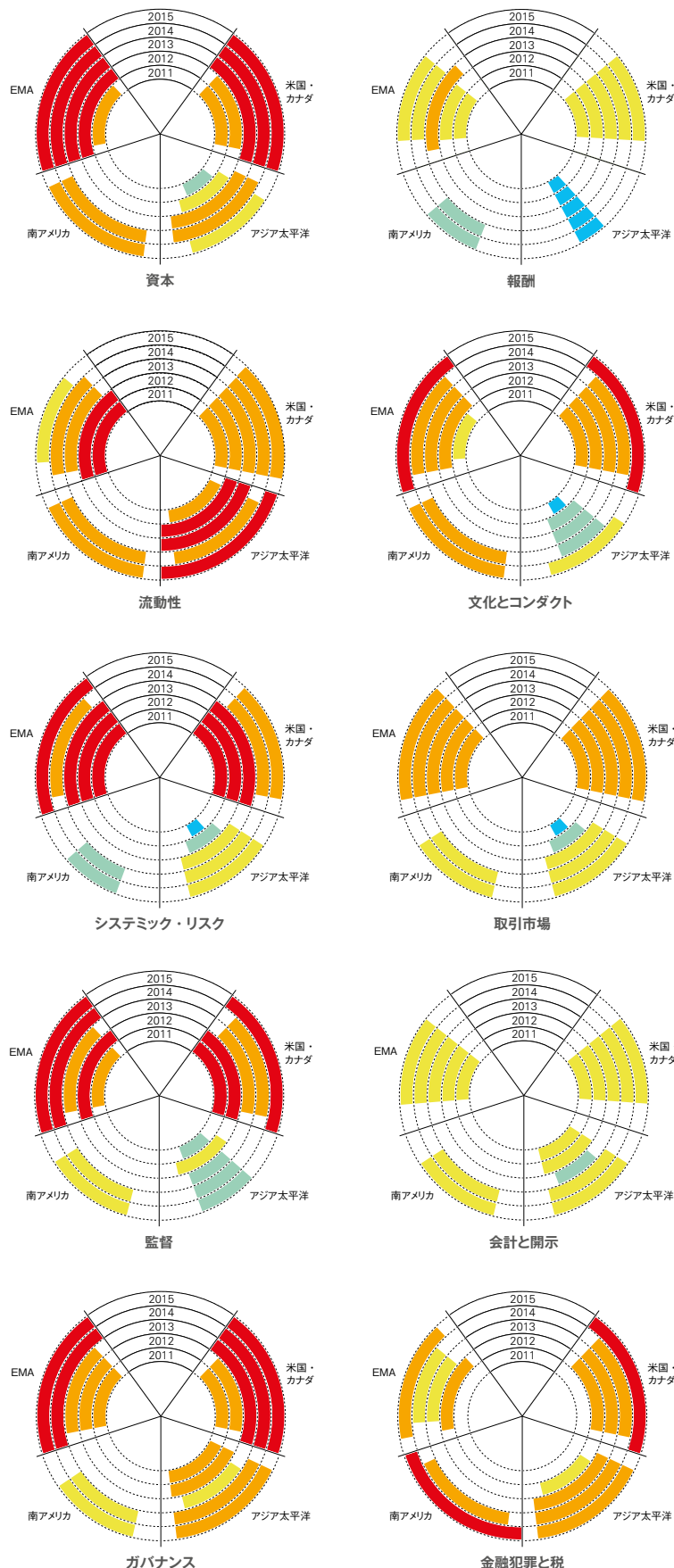
資本—バーゼル3のコア資本要件が施行されてきている中、「バーゼル4」に向けて、レバレッジ比率を3%超にするか（スイス、米国、提案段階の英国のように）、まだ見極めが必要か、水準調整が続いています。銀行にはストレステストやリスク・アセットに係る広範な改正による新たな圧力がかかっています。

流動性—流動性カバレッジ比率（LCR）と安定調達比率（NSFR）の計算方法がまた変更されたことで、全体的には圧力は低下しました。特にヨーロッパでは適格流動資産の調達源としてのカバード・ボンドの取扱いが寛大になったことがプラスに働いています。しかしながら、資本要件と同様に、ストレステストの上乗せ（最大手米国銀行を対象にすでに進行中）、流動性に係る「第2の柱」の要件とマクロ健全性要件が、銀行への規制圧力を大幅に増加させかねません。

システミック・リスク—特にヨーロッパでの圧力の高まりは、D-SIBsの指定と規制上の取扱い、銀行によるベイルイン可能な長期債務発行の最低要件、マクロ健全性ツール使用の増加に由来しています。

文化とコンダクト—リテールおよびホールセール市場での不正発覚が続いたことで、銀行と規制当局はコンダクトと文化の改善を求めています。この領域での規制と監督はますます厳しく煩雑になります。

監督—それだけでなく金融危機以降どの地域でも一般的に監督が厳しくなっていたところに、欧州中央銀行（ECB）が銀行同盟域内の単一銀行監督機関になったことで、ECBに直接監督される銀行の多くはすでに以前よりも要求が多い監督を受けています。



出典：KPMGインターナショナル調査、2015年



主な規制動向： 設計段階から施行段階へ

2 014年はおおむね銀行規制の相当部分の最終決定と施行の1年となりました。欧州連合(EU)では、自己資本規制(CRR)および自己資本指令(CRD4)が1月から施行され、銀行再生・破綻処理指令(BRRD)、金融商品市場規制(MiFIR)と金融商品市場指令(MiFIDII)が4月に合意に達しました。これらは2015年以降に施行されます。また、銀行同盟の域内での監督業務が欧州中央銀行(ECB)に一元化され、同行が大手銀行123行

を直接監督することになりました。一部の国の当局は、すでにマクロ健全性政策措置を講じています。

EU以外のEMA地域では、バーゼル3を施行する国が増えています。先陣を切ったのはバーゼル委員会のメンバーであるサウジアラビア、南アフリカ、スイスであり、バーレーン、クウェート、カタールがそれに続いています。国内のシステム上重要な銀行(D-SIBs)の指定や、D-SIBsに適用される資本サーチャージの水準調整に取り組んでいる国もあります。

バーゼル委員会は流動性カバレッジ比率 (LCR) と安定調達比率 (NSFR) の詳細な水準調整で合意に達し、前者は2015年1月から、後者は2018年1月から施行されることになっています。また、同委員会は大口エクスポージャーに適用される新たな国際基準、カウンターパーティ・リスクを評価する標準的手法、証券化における資本の取扱い、銀行の中央清算機関へのエクスポージャー、カウンターパーティ、コーポレート・ガバナンス、「第3の柱」の開示についても発表しています。しかしながら、同委員会は、2018年1月から要件として義務付けられるレバレッジ比率の水準調整については合意に達していません。

一方、金融危機の始まりから7年が過ぎてなお、新たな規制改革イニシアチブが登場し続けています。その中でも最も重要なものは以下のとおりです。

リスク・アセット—バーゼル委員会は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクに対する標準的手法、その変更された標準的手法に基づく資本フロアの設定、信用リスクおよび市場リスクに対する内部モデル方式のその他の制約についてのコンサルテーション・ペーパーを発表しています。

破綻処理—金融安定理事会 (FSB) (グローバルにシステム上重要な銀行 (G-SIBs) を対象とする) と欧州銀行監督機構 (EBA) (重要な経済機能を持つEU域内の全金融機関を対象とする) が、銀行によるベイルイン可能な長期債務の発行に関する最低要件を提案しています。

業務分離—欧州委員会は、すべての金融機関での自己勘定取引を禁止し、主要銀行グループ内においてトレーディング銀行をコア預金銀行から分離独立させることを義務付ける規制案を発表しました。ベルギー、フランス、ドイツ、英国はすでに同じような内容の国内法を施行しています。これについては、今年の「銀行規制の進化」パート2で、銀行の事業構造を掘り下げて見ていきます。

昨年「銀行規制の進化」で述べたとおり、銀行は自らの収益性やバランスシートにかかる他の圧力と併せて、このような規制改革すべての実際の影響と、今後予想される影響を個別でも包括的にも評価し、理解する必要があります。資本の領域だけでも、銀行は「第1の柱」の最低要件およびバッファー要件、リスクウェイトの変更 (予定)、「第2の柱」の要件であるマクロ健全性要件、レバレッジ比率の最低基準、ストレステスト、損失吸収力に関する最低要件といった、数々の制約に対応する必要があります。ここで重要な問題は、このような複数の制約を踏まえた上で、銀行が実行可能な戦略とビジネスモデルを策定できるのか (一部の銀行の場合には、維持できるのか) ということです。

本章では、大半の銀行にとって重要となる5つのテーマについて見ていきます。策定中または施行中の広範な規制改革や監督改革の随所にこの5つが混在しています。これらのテーマは、銀行が新たな国際的・国内規制要件のみならず、国内 (およびEU銀行同盟全体) の監督当局、マクロ健全性当局、破綻処理当局など、複数の当局からの圧力にも注意を払う必要があることを示しています。

“ 銀行は自らの収益性や
バランスシートにかかる
他の圧力と併せて、このような
規制改革すべての実際の影響と、
今後予想される影響を個別でも
包括的にも評価し、理解する
必要があります。 ”

1. マクロ健全性規制－要注意領域

“ これらの施策は、個別にも集合的にも、銀行に課される重要な要件となる可能性があり、その影響は、場合によってはバーゼル2からバーゼル3への移行と同じくらい大きなものとなりかねません。”

金融危機の教訓の1つは、個々の金融機関に対する規制と監督以外にも、金融安定のため、金融セクターレベルで、リスク評価と対応が必要だということでした。これは、金融セクター内で発生する、あるいは増加しそうな金融の安定を揺るがすリスクと当該リスクに対処するツールに焦点を合わせた、「マクロ健全性」政策の急速な拡大につながりました。

そのような動きの中で、次のような有益な区別がなされてきました。金融の安定を脅かしかねない景気変動リスク（例えば、資産価格バブルと急速な信用成長の積み重ね）と構造的リスク（金融システムの相互関連性および脆弱性）の違い、金融機関の耐性強化を目的とした政策ツール（一時的または恒久的な追加資本、レバレッジ、流動性要件など）とリスクの根源への対処を目的とした政策ツール（金融機関間のエクスポージャーの制限など）の違いなどです。

銀行が受ける影響

- 銀行はどのようなマクロ健全性政策措置が、いつ、誰によって、何を根拠に課されるのか理解する必要がある。
- このような施策は、特に新たな複数の機関が関与している場合、予測や監視が困難になる可能性がある。
- マクロ健全性要件は、他の規制要件と比べて、絶対的にも相対的にも膨大になる可能性がある。
- マクロ健全性要件は単なる追加資本要件にとどまらず、レバレッジ、流動性、貸付基準、セクター別リスクウェイト、資産税なども含め、広範にわたる可能性がある。
- 各国間の相互主義（reciprocity）が一貫性なく銀行のクロスボーダー・エクスポージャーに適用されることで、より複雑になる可能性がある。

制度的構造

マクロ健全性政策の制度的構造が、EMA地域全体で具体化してきています。その形はさまざま、各国の中央銀行、財務省、監督機関、金融安定委員会の役割と責任という点で、アプローチが入り混じっています。また、ヨーロッパでは (a) EU全体でのマクロ健全性の分析、加盟国およびその他の関連当局への提言や警告の発表における欧州システミック・リスク理事会（ESRB）の役割、(b) 銀行同盟内でマクロ健全性政策ツールの利用に際しての欧州中央銀行（ECB）と各国当局の役割の重複によって複雑さが増しています。

権限

各国当局（およびECB）は、広範なマクロ健全性政策ツールの利用に係る権限を備えてきています。EUでは、このような権限やツールの多くは自己資本規制（CRR）と自己資本指令（CRD4）に定められており、それには以下が含まれます。

- カウンターシクリカル（景気変動の影響を抑制する）資本バッファ（バーゼル3に定められた趣旨に沿って）
- システミック・リスク・バッファ（SRB）－CRD4により、最低資本要件でカバーされていない長期的景気循環に連動しないシステミック・リスクに対処するために加盟国にSRBを課す裁量権を与えられている場合
- グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）およびその他のシステム上重要な金融機関に課される資本サーチャージ
- 大口エクスポージャーの限度、流動性要件、住宅用・商業用不動産セクターの資産バブルを対象とするセクター特有のリスクウェイト、金融セクター内のエクスポージャーの限度、金融機関に課される開示要件などの、CRRに定められた追加のマクロ健全性ツール

1. マクロ健全性規制

2. リスク・アセット

3. 包括的査定

4. 監督

5. TLACおよびMREL—新規導入

さらに、ESRBは欧州委員会（EC）にCRRおよびCRD4を改正するよう助言しました。その内容は、国内のシステム上重要な銀行を対象とする資本サーチャージの上限である2%を撤廃する、グループとして（個別ではない）システム上重要な銀行のグループに資本サーチャージを適用できるようにする、システム上重要な銀行に対し各国がシステミック・リスク・バッファと資本サーチャージの両方を賦課しないようにするための制限を撤廃する、というものです。

多くの国でこういったツールの利用が増えてきているだけでなく、以下を行っている国もあります。

- ローンに対する担保価値（LTV）に上限を設け、住宅取得能力（所得に対する住宅ローンの割合（LTI）および所得に対する住宅ローン返済額の割合（DTI）、金利負担の増加に対するストレステストを通じて）に制限を課した

- 「第2の柱」の資本要件の設定に、システミック・リスクを1つの要素として含めた
- マクロ健全性を目的とした追加資本要件に合わせてレバレッジ比率を引き上げるべきだと提案した
- 信用リスク管理の再導入を提案した

これらの施策は、個別にも集合的にも、銀行に課される重要な要件となる可能性があり、その影響は、場合によってはバーゼル2からバーゼル3への移行と同じくらい大きなものとなりかねません。

ノルウェーおよびスウェーデン当局は、特にマクロ健全性ツールの利用に積極的です。ノルウェーはすでにシステム上重要な銀行に対する普通株式等Tier1（CET1）資本の最低要件を13%に引き上げる一連のマクロ健全性施策を導入（または導入を発表）しています。

ノルウェーにおけるマクロ健全性施策

システミック・リスク・バッファ（SRB）：CET1資本比率に3%上乗せ

カウンターシクリカル資本バッファ：CET1資本比率に1%上乗せ

国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）：CET1資本比率に2%のバッファを上乗せ

金融政策：金融安定への配慮を反映した金利を設定するに当たり「風向きに逆らう（leaning against the wind）」要素を

リスク・アセット：住宅ローン貸付に際する内部格付ベース（IRB）モデルに制限を課すことで、当該貸付に占めるリスク・アセットの割合を20～25%に

LTV：住宅ローンのLTVの上限のガイドラインは85%

住宅ローン負担可能性：住宅ローン貸付に当たり、銀行に貸付金利が5ポイント上昇することを考慮して住宅ローン負担可能性を確認することを義務付け

出典：KPMGインターナショナル 2015年

2. リスク・アセット一次なる規制領域

バーゼル4ー 霧の中から出現



バーゼル4についての詳しい情報については、この刊行物をご覧ください。

バーゼル3の当初の焦点は、主に自己資本比率 (capital adequacy ratio) の分子、すなわち銀行資本の質 (CET1資本および資本減額の整合性・統一化をますます重視) と量 (複数のバッファー) でした。分母の変化は、証券化や相対取引のカウンターパーティ・リスクに対するリスクウェイトなどの特定の分野に限定されていました。

しかしながら、それ以降、KPMGが2013年9月に「バーゼル4」の分析で予測したとおり、バーゼル委員会と他の規制当局は、資本比率の分母、すなわち銀行がリスク加重した信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに対するエクスポージャーに関して、より包括的な作業をしてきました。

規制当局の意図は明確です。それは、一連の改定した標準的手法を導入し、それを銀行が内部モデルを使って必要な資本を少なく計算できる度合いを制限するために活用することです。「バーゼル4」の全体像において、このリスク・アセットの改定は最低資本要件の追加決定要因として、レバレッジ比率の国際基準の策定と、厳しいけれども蓋然性のある (severe but plausible) ストレステストの活用を補完するものとなります。

銀行が受ける影響

- 銀行が信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクに対して内部モデル方式を使うメリットが大幅に減る。
- 一部の銀行では、標準的手法を使うことで必要資本が増える。
- 新たな標準的手法の計算のためのシステムおよびデータ管理の拡充—内部モデル方式を使っている銀行によるものを含む。
- 監督機関は、銀行が住宅用・商業用不動産の評価、法人のレバレッジ比率の計算を含めたリスク・エクスポージャーの正確なデータを収集し、適用しているかチェック

する。ここでの不備は、追加の「第2の柱」の資本要件を課すことにつながり得る。

- 銀行が価格改定や一部の事業からの撤退をすることで、広範な経済的影響が起きる。リスク・ドライバーやリスク感応度がより高いリスクウェイトへの動きは、今回の提案で高リスク領域にあると判断されるエクスポージャーについては、銀行の資本要件コストを高める。また、その結果、銀行融資および借り手や他の顧客へのその他のサービスのコストを押し上げ、利用可能性を低下させる可能性がある。提案された信用リスク・ドライバーを使うと、中小企業 (SMEs) 向けの100万ユーロを超える融資、LTVが高い住宅用・商業用不動産への融資、資本比率が低く資産の質が悪いその他の銀行への融資の資本コストが高くなる。

論理的根拠および全般的な規制アプローチ
規制当局は以下について懸念しています。

- 信用リスク、カウンターパーティに対する標準的手法が、外部信用格付に依存しすぎていたこと。
- 一部の銀行がリスクウェイトを下げるために内部モデル方式を強引に使ってきたこと。
- 内部モデルによって算出されたリスクウェイトは複雑かつ不透明すぎ、この透明性のなさが市場規律に委ねられる範囲を狭めている。

信用リスクおよび市場リスクに対して内部格付ベース (IRB) のモデルを使った結果としての銀行間の差異について、バーゼル委員会と欧州銀行監督機構 (EBA) は一連の分析を発表し、銀行間でのばらつきやリスクウェイトを下げるためのモデルの強引な使用を抑えることを目的とした、一連の提案を策定してきました。これには、以下が含まれます。

1. マクロ健全性規制

2. リスク・アセット

3. 包括的査定

4. 監督

5. TLACおよびMREL—新規導入

- 信用および市場リスクに対する内部モデルを制限
 - 標準的手法に基づいたならば資本賦課はどうなるのかを含めた追加開示要件
 - モデルの誤りに備えた補完的指標 (backstop) としてのレバレッジ比率の役割
 - 銀行の内部モデルをベースとして規制上の自己資本比率を算出することの費用便益、内部モデル方式を選択したことで銀行のリスク管理の枠組みが改善されたかどうか、適正なリスク感应度を維持しつつ銀行の内部モデルへの依存を弱める、またはなくす代替手法の策定に重点を置いた、資本の枠組みのより幅広い戦略的見直し
- この全般的手法の中で、バーゼル委員会は標準的手法と内部モデル方式の双方をカバーする具体的な提案をしました。
- 信用リスク: 標準的手法**
- 信用リスクに対する標準的手法の改定に関する市中協議文書 (2014年12月) の中で、バーゼル委員会は、よりリスク感应度の高い、内部格付に準拠した、外部信用格付への依存度を下げたアプローチを採る提案を提示しています。
- 提案の主な内容は、一部の資産クラスに「リスク・ドライバー (係数)」アプローチを導入することです。このリスク・ドライバーによって標準リスクウェイトが決まります。
- 法人向けエクスポージャー：外部信用格付に代わって借り手の売上高とレバレッジという2つのリスク・ドライバーにより、60～300%の範囲内でリスクウェイトを決定。
 - 住宅ローン：LTVとDSCR (debt-service coverage) という2つのリスク・ドライバーに基づいて、25～100%の範囲内でリスクウェイトを決定。
 - その他のリテール：現行の優遇リスクウェイト75%の適用基準を厳格化。
 - 商業用不動産を担保とするエクスポージャー：以下の2つのオプションがある。(a) カウンターパーティに対する無担保債権とみなし、一定の条件を満たした場合には各国の裁量で優遇リスクウェイトを適用。(b) LTVに基づいて75～120%の範囲内でリスクウェイトを決定。
 - 銀行：外部信用格付に代わって、借り手の自己資本比率 (capital adequacy ratio) と不良資産比率 (asset quality ratio) という2つのリスク・ドライバーに基づいて、30～300%の範囲内でリスクウェイトを決定。
 - 信用リスク削減：手法の数を減らし、規制上のヘアカット率の水準を再調整し、法人保証人の適格性基準を更新することにより枠組みを改正。
 - 国、中央銀行および公共部門：ソブリン・エクスポージャーの広範な見直しが終わっておらず、現段階での改正はない。

“バーゼル委員会は、銀行間でのばらつきやリスクウェイトを下げるためのモデルの強引な使用を抑えることを目的とした、一連の提案を策定してきました。”

リスク	標準的手法の改定?	モデル使用に対する新たな制約	モデルに基づいた手法を採っている銀行に、新たな資本フロア案が及ぼす影響
信用	あり	あり	あり
市場	あり	あり	あり
カウンターパーティ	あり		あり
オペレーショナル	あり		あり

出典：KPMGインターナショナル 2015年

新たに提案されたリスクウェイトは、平均すると概ね現行の標準的手法よりも高く、特に法人を対象としたリスクウェイトの幅は60～300%となり、現行の20～150%よりもかなり高くなっています。他行向けエクスポージャーについては、幅の下限が現行の20%よりも高い30%となっています。バーゼル委員会の定量的影響調査によって、新たなリスクウェイトがどの程度より高い資本要件につながるかが明確になるはずですが、銀行もこの提案が信用供与のあり方、価格設定、収益性に及ぼす影響を評価するために、自ら分析を行うべきです。

カウンターパーティ・リスク: 標準的手法

バーゼル委員会は、2014年4月、カウンターパーティ・リスク・エクスポージャーを計測する

標準的手法に関する最終規則を発表しました。これは再構築コストならびにデリバティブと長期決済取引の将来的エクスポージャーの計算に基づいたものです。

市場リスク: 標準的手法

トレーディング勘定の根本的な見直しに関する市中協議文書第3弾（2014年12月）で、バーゼル委員会は市場リスクに対するリスク感応度がより高い標準的手法を提案しました。それに先立つ標準的手法のキャッシュフローベースの計算の提案は「感応度ベースの手法」（SBA）に取って替わられました。SBAはトレーディング勘定のさまざまな資産クラスにおける細分化または複雑化したリスク・ドライバーを把握するために、価格感応度と金利感応度をさまざまな資産クラスへのインプットとして使うことを銀行に義務付けるものでした。

これは、主要銀行が現在採用しているアプローチにより近いものです。主要銀行の多くはまだトレーディング勘定の大部分に標準的手法を適用しているため、改定された標準的手法の実施コストは（キャッシュフロー法に比べて）少なくなるはずですが、しかし、この手法は企業の価格設定モデルに依存しているため、やはり簡素さと一貫性が犠牲になり、市場リスクに対する現行の標準的手法よりも複雑になります。

オペレーショナル・リスク: 標準的手法

バーゼル委員会は、2014年10月の市中協議文書で、オペレーショナル・リスクに対する標準的手法の改定を、以下のように提案しました。

- 単一の改定された標準的手法が、現行の基本的指標と標準的手法に取って代わる。
- オペレーショナル・リスク・レベルの指標として粗利益の代わりに「ビジネス指標」（BI）を用い、異なるビジネスラインへの現行のリンクを廃止する。BIは純金利収入、フィー収入および費用、その他の営業利益および費用、銀行勘定とトレーディング勘定の損益の、絶対値の合計となる。
- 銀行の規模に基づいてBIに係数を適用するが、この係数は規模が大きくなるほど高くなる。したがって、提案されたアプローチに基づいたオペレーショナル・リスクに対する資本賦課は、現行のアプローチとは異なり、銀行の規模に対して非直線的



に増加する。資本賦課は銀行のBIの最初の1億ユーロまでは10%、次の9億ユーロ（1億ユーロ超10億ユーロ以下の部分）については13%、次の20億ユーロについては17%、次の270億ユーロについては22%、300億ユーロを超える分については30%となる。

資本フロア

バーゼル委員会は「バーゼル1」資本フロアに代わる改定後の標準的手法に基づいた資本フロアに関して、コンサルテーションを行っています（2014年12月）。ここでの基本的な提案事項は、資本フロアを、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクに係る新たな標準的手法案に基づいて設定することです。バーゼル委員会は資本フロアの水準設定案は示していませんが、以下について意見を求めています。

- 資本フロアを運用するレベル—信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクのそれぞれに対する、または特定のタイプのエクスポージャー（例えばさまざまな種類の信用リスク）に対する全リスク・エクスポージャーの全体的レベル
- 引当金の調整—信用リスクに対する標準的手法と内部格付ベースの手法では、引当金が異なった形で計算されているため
- 標準的手法はバーゼル基準の適用に各国の裁量の行使を反映すべきか否か

トレーディング勘定の根本的な見直し

リスク・アセットの領域で最も長く続いているのは、バーゼル委員会によるトレーディング勘定の根本的な見直しです。2013年10月の第2回コンサルテーション・ペーパーは、定量的影響調査の基本を成す一連の提案の概要をまとめたものでした。その提案には以下が含まれます。

- トレーディング勘定と銀行勘定の境界をよりシンプルかつ厳格にする。
- 「期待ショートフォール (Expected Shortfall)」を使ってリスクウェイトを計算し、マーケット・エクスポージャーを解消するのに予測される期間を延長して、ストレス時の市場状況の影響をよりよく捉える。
- ヘッジ効果を認めることに対する厳しいアプローチの導入。

- トレーディング勘定での証券化に係る信用リスクの計算を、新たな標準的手法に限定。
- 内部モデルを使っている銀行に、標準的手法を使ったならば必要となっていたはずの資本賦課の開示を義務付ける。

2014年9月、バーゼル委員会は、2回の定量的影響調査のうちの第1回を発表しました。これは、仮定のポートフォリオに基準案を適用したものです（銀行の実際のポートフォリオに関しては、第2回調査の焦点となる）。その結果、提案された新たな基準は、現行の市場リスクの枠組みでの施策と比較して、銀行間の差異を広げることはなさそうだということがわかりました。提案されているさまざまな流動性ホライズンは一貫して資本の影響 (capital outcomes) をもたらし、手法の多様化とヘッジ効果を制限することで全般的な資本賦課を増やし、全体としてこの提案はエクイティ（株式）を除くすべての資産クラスに係る資本賦課を大幅に増やすでしょう。

最新（第3弾）のコンサルテーションペーパー（2014年12月）で、バーゼル委員会はトレーディング勘定制度のさらなる改正を提案しました。その内容は標準的手法のみならず、以下もカバーしています。

- 信用リスクの内部取引に対する現行の扱いを補完するための、銀行勘定とトレーディング勘定との間での株式リスクや金利リスクの内部取引 (internal risk transfers) の扱い
- 金利リスクに関する一般的な内部取引の扱いの2つのオプション
- 流動性ホライズンへの、より適切でフレキシブルなアプローチ：あらゆるリスク・ドライバーに対する期待ショートフォールに基づいたホライズン、流動性ホライズンが長い一部のリスク・ドライバーに対する追加的期待ショートフォールの集積、衝撃係数は流動性ホライズン間で相関性がないという前提での、各種期待ショートフォールの合算を含む

この改定案に基づき、銀行の実際のトレーディング勘定のポートフォリオのサンプルを使った第2回定量的影響調査が、2015年前半にバーゼル委員会によって行われる予定です。

“バーゼル委員会の定量的影響調査によって、新たなリスクウェイトがどの程度より高い資本要件につながるかが明確になるはずですが、銀行もこの提案が及ぼす影響を評価するために、自ら分析を行うべきです。”

3. 包括的査定—短期的な影響と長期的な影響

“ 資産査定 (AQR) の結果、銀行資本の約1000億ユーロを拘束し、平均自己資本利益率 (ROE) を引き下げているユーロ圏全体での不良債権へのエクスポージャーは1.2兆ユーロ増加しました。このような要因が、問題を抱えたユーロ圏の国々に偏って集中しているのです。”

2014年、欧州中央銀行 (ECB) は、ユーロ圏18加盟国の主要銀行130行 (ユーロ圏の銀行資産の約85%に相当) を対象に、「包括的査定」を実施しました。この評価の2つの主要構成要素は、資産査定 (AQR) とストレステスト (EU全域で欧州銀行監督機構 (EBA) と共同実施) でした。

包括的査定の結果は、資本不足を是正する必要があると特定された銀行にとって最も差し迫って重要でしたが、評価の実施は欧州中央銀行 (ECB) の監督責任の出発点となり、今後のストレステストの設計と焦点の出発点ともなる、広い意義のあるものとなるでしょう。

銀行が受ける影響

- ECBが策定するAQR後のフォローアップ課題。
- 不良債権の処分に対するインセンティブ。
- 幅広い銀行がEBAとECBの定めるストレステストの対象となり、銀行はより詳細な報告データの提供を求められる。
- 今後のストレステストにおいて、銀行の活動の特定領域 (ソブリン債、家計部門、トレーディング勘定、国際市場・新興市場へのエクスポージャー)、レバレッジ比率、資金調達および債務の構造、オペレーショナル・リスク、不正行為のコストが一層重視される。
- 今後のストレステストにおいて、マクロおよび財務変数ストレステストを自己資本比率への影響に変換 (転換) する銀行のプロセスとシステムが、一層重視される。

資産査定

予想どおり、AQRによって相次ぐ問題が特定されました。1つには減損対象と引当金の水準に対してユーロ圏でよく使われるアプローチの適用を反映しており、1つには一部の銀行が不良債権その他のエクスポージャーの特定や減損資産に対する適正な引当金の計上に係る適正な基準を満たしていないことを反映しています。

AQRでレビューされた融資の18%が、正常債権から不良債権に分類し直されました。その割合が最も大きかったのは、大企業、船会社、プロジェクトファイナンス、その他のリテール以外向けの融資でした。銀行資本の約1000億ユーロを拘束し、平均自己資本利益率 (ROE) を引き下げているユーロ圏全体での不良債権へのエクスポージャーは1.2兆ユーロ増加しました。このような要因が、問題を抱えたユーロ圏の国々に偏って集中しているのです。

1. マクロ健全性規制
2. リスク・アセット
3. 包括的査定
4. 監督
5. TLACおよびMREL—新規導入

不良債権比率およびROE—銀行数

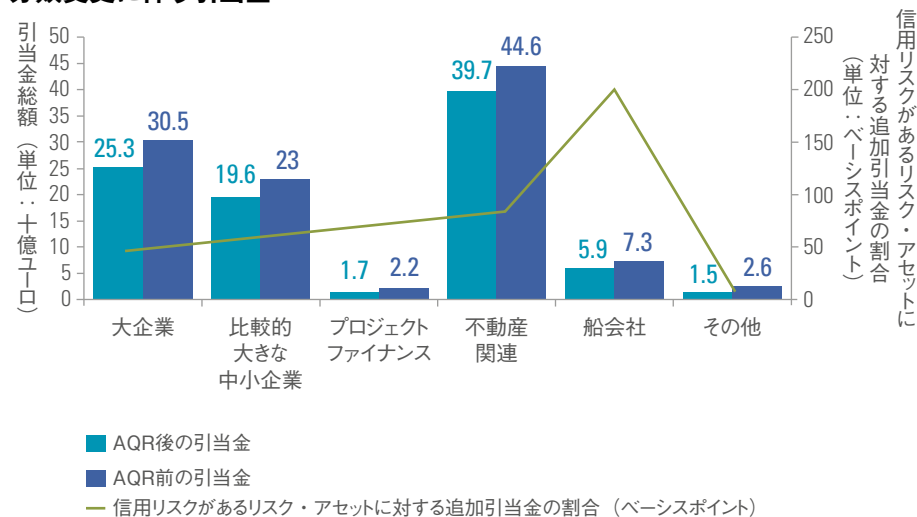
不良債権比率およびROE別 銀行数		ROE	
		10%以下	10%超
不良債権比率	5%未満	55	21
	5%以上10%以下	17	2
	10%超	30	5

出典：欧州中央銀行（ECB）／欧州銀行監督機構（EBA）、KPMGの分析

上表で明らかなように、不良債権比率が高いほど、銀行の収益性は低下します。不良債権ポートフォリオの管理または売却する必要があります。しかし、それだけでは収益性は回復しません。

不良債権比率の増加は、引当金の水準も上昇させました。多くの場合、減損の程度および景気低迷や景気悪化の影響を考慮するため、それ以前にAQRの前にすでに不良債権に分類されていた分に対する引当金の積増しも必要となっていました、それがさらに押し上げられた形です（下図参照）。

分類変更に伴う引当金



出典：欧州中央銀行 2014年

“ 欧州中央銀行は資産
査定で明らかになった
主要な不備をフォローアップする
意向です。 ”

AQRによってカバーされなかった問題領域は、銀行のトレーディング勘定での公正価値モデルの使用でした。今回サンプルとして抽出した26行中19行が、モデル検証、信用評価調整(CVA)の計算、独立した価格検証、公正価値

調整、損益要因分析のうち少なくとも1つに不備があるという結果になりました。

ECBはAQRで明らかになった以下の主要な不備をフォローアップする意向です。

資産査定 (AQR) での不備

公正価値ヒエラルキー (階層構造)

銀行は内部での定義を再考し、EUが採用している会計方針と整合性をつける必要がある。

返済猶予 (Forbearance)

銀行は返済猶予債権の特定の仕方について、変更された期待事項を満たす必要がある。

引当金

資産査定による大規模な繰越価額の調整は、業界全体のカバレッジ比率の低さと銀行が引当プロセスを改善する必要性を浮き彫りにしている。

集合的引当

資産査定により、以下に関して会計基準を逸脱している銀行が多いことが明らかになった。

(i) 個別引当している債権と集合的引当している債権を明確に区別していない、(ii) すでに発生したが報告されていない (IBNR) 損失の計算に適用された発現期間の正当性の説明や数値化をしていない、(iii) 実効金利ではなく、名目金利または市場金利を使っている。

データシステムおよびデータの質

一部の銀行にはEBITDA (利払前・税引き・減価償却前利益)、キャッシュフローなど、債務者に関する利用しやすい財務情報がなく、借手の真の財務健全性を評価するのが困難となっている。

トレーディング勘定プロセス

銀行の弱点は、モデルの検証、CVAの計算法、公正価値調整、独立した価格検証、損益要因分析に関する経営情報であることがわかった。

ストレステスト

EBAのストレステストがEU各国の124行に適用されました。これは、加盟各国の全国銀行セクターの半分以上に相当します。AQRの結果は、ユーロ圏の銀行を対象とするストレステストの出発点を示しました。

EBAのストレステストには、欧州システミック・リスク理事会が作成した悪化シナリオ (adverse scenario) が使われました。このシナリオには、信用の質のさらなる悪化、グローバルな債券利回りの上昇、財政の安定性に対する疑念の再燃、新興市場国に対するリスク・センチメントの突然の逆転、銀行が市場から資金調達できる可能性の縮小といった、一連のシステミック・リスクが反映されています。

期間を3年とする悪化シナリオには、以下が含まれていました。

- EUの実質国内総生産 (GDP) が、2016年末までにベースライン・シナリオよりも7%低くなる。
- EUの失業率が、2016年末までにベースライン・シナリオよりも2.9ポイント高くなる。
- EUの長期国債利回りが2014年末に急上

昇し、EU全体の平均では150ベースポイント、ギリシャでは300ベースポイント以上、ベースライン・シナリオを上まわる。

- 株価と住宅価格がベースライン・シナリオよりも20%低くなり、商業用不動産価格は15%低くなる。
- 銀行の長期資金調達コストは債券利回りの上昇を反映し、短期資金調達コストは80ベースポイント上昇する。
- 中欧諸国の通貨が15～25%下落する。

これを受けて、銀行はこの悪化シナリオが自行の資本比率に及ぼす影響と、利ざや、融資およびトレーディング勘定での損失、引当金の積増し、リスク・アセットの増加を含めた多数の波及経路をたどる影響を評価することになっていました。

ストレステストの影響は、2014-2016年に適用される自己資本規制 (CRR) 経過措置を使って普通株式等Tier1 (CET1) 資本比率で評価されました。銀行は、ベースライン・シナリオでは8%、悪化シナリオでは5.5%のCET1資本比率を満たすことを期待されています。

AQRおよびストレステストの総合結果として、悪化シナリオの下では、EUの銀行のCET1

資本比率は、2013年末の11.8%から2016年末には8.4%に低下しました (下図参照)。この全体としての低下の半分以上は、中小企業を含む法人部門の減損、引当金、リスクウェイト引き上げの影響によるものでした。

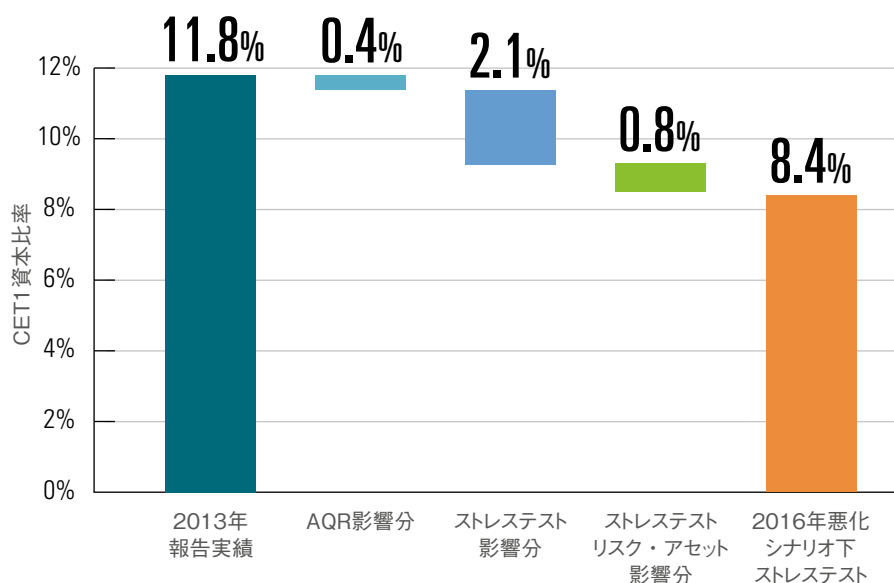
全体の結果で、CET1資本比率を5.5%未満まで下げることなくストレステストに耐えることはできないという意味で、25行の資本不足が見込まれました。ただし、そのうちの12行はストレステストの基準を満たすべく2014年中にすでに十分な資本を調達または維持しており、他の4行も長期再編計画の一環として同様の措置を取る計画を立てています。残りの9行は2015年半ばまでに資本基盤を改善するという計画を提出済みで、その計画はすべて2014年12月にECBの承認を受けています。

その他にも20行が、CRRの「完全施行」(経過措置はすべて終了したという前提) では、ストレス後のCET1資本比率が5.5%から7%の間、または5.5%未満という結果となり、資本に制約ありと特定されました。

一方、英国をはじめとする一部の国の当局は、幅広い銀行に適用したり、EBAの標準的な悪化シナリオに加えて、より厳しい悪化シナリオを適用したりすることで、ストレステストをさらに充実させています。

また、ストレステストの実施により、データの利用可能性と質が不十分な銀行があることや、悪化シナリオが純利益と資本比率に及ぼす影響のモデル設定が難航している銀行もあることが明らかになりました。米国の「2014年包括的資本分析およびレビュー (CCAR)」の結果との共通性が色濃く見られます。この米国のCCARで米連邦準備制度理事会 (FRB) は、銀行持株会社5社 (30社中) が不合格だと発表しました。資本不足だった銀行は1行だけだったものの、ストレステストを実施する能力が不十分だというのがその理由です。ヨーロッパの監督機関は米国FRBの先例に続き、銀行がマクロおよび財務変数ストレステストを資本比率への影響に変換する上で、適正なプロセスやシステムを有しているか否かをますます重視しそうです。

包括的査定において悪化シナリオが自己資本比率に及ぼした影響



出典：欧州銀行監督機構 2014年

4. 監督—銀行同盟の主要銀行にとって未知の世界

“ 欧州中央銀行 (ECB) には大規模なデータ分析を行うリソース、専門性、傾向があるので、銀行は非常に細かいレベルのデータを要求されることを見込んでおくべきです。したがって、資産査定 (AQR) 中のデータ請求は、ECBからの要求の始まりにすぎないかもしれません。”

2014年11月、欧州中央銀行 (ECB) は、銀行同盟のすべての金融機関の監督を務めることになりました。これは銀行にとって、特にECBに直接監督される123行にとっては、抜本的な変化をもたらす出来事で、銀行の戦略およびビジネスモデル、データおよびITインフラ、リスクモデルの設定に、大きな影響があります。

銀行が受ける影響

- 監督のアプローチがますます汎ヨーロッパ的になり、各国の裁量は次第になくなっていく。
- 「監督上の検証・評価プロセス (SREP)」の主要領域での、監督機関の厳しい評価。
- 第2の柱の資本要件の引き上げ。
- 検査の回数が増える (銀行別でも、水平レビューの一環でも)。
- ECBからのデータ要求の増加—したがって、銀行は、変化する要求に対応するのに十分にフレキシブルで、しかもストレステストなどの定期的な実施を円滑にする銀行のリスク管理インフラにうまく組み込まれた技術インフラが必要となる。
- 新たなECBの監督文化。

ECBによる監督

ECBに直接監督される銀行は、ECBのスタッフと各国の監督機関のスタッフで構成された共同の監督チームによって監督されることになります。ロジスティクス面での詳細を決めるなど、落ち着くまでに時間がかかりそうですが、ECBにはそのような細かいことを理由にこのアプローチの全面施行を遅らせるつもりがないことは明白です。

ECBが監督するということは、直接監督される銀行が従うルールが1つであるのみならず、そのルールを解釈し適用する監督機関も1つだということです。

ECBによる監督の主な特徴には以下が含まれます。

- ECBの「銀行監督ガイド」および欧州銀行監督機構 (EBA) の「SREPガイドライン」(2014年12月) に従った、共通の「監督上の検証・評価プロセス (SREP)」。
- これは銀行のビジネスモデルの実行可能性に係る監督機関のレビュー、銀行の資本と流動性に関する監督当局および被検査金融機関のモデルなど、一部の国の銀行にはなじみのない要素もいくつかカバーしている。これには、信用、カウンターパーティ・リスクおよび集中リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク、証券化、内部のガバナンス、リスク管理など、従来からのリスク領域の銀行別の詳細評価も含まれる。
- リスク・アセットに関して、国内要件と銀行の内部モデル利用に対する監督アプローチとの違いから生じる諸法域間の差異のレビューを含めた一連の水平レビュー。これは資産査定 (AQR) を補完し、この領域でのバーゼル委員会とEBAの大規模な作業に合致したものになる。「包括的査定」はECBが銀行同盟全体で一貫性のある監督アプローチを取れるようにするために、中央で決定された解釈や判断を適用しようとする中で、これがどのように運用されるのかを示す初期の例となった。
- 銀行からの詳細なデータに基づいたセクターおよびシステミック・リスク・レベルの厳密なリスク分析。ECBには大規模なデータ分析を行うリソース、専門性、傾向があるので、銀行は非常に細かいレベルのデータを要求されることを見込んでおくべきである。したがって、AQR中のデータ請求は、ECBからの要求の始まりにすぎないかもしれない。

1. マクロ健全性規制
2. リスク・アセット
3. 包括的査定
4. 監督
5. TLACおよびMREL—新規導入

- AQRやストレステストで明らかになった不備のフォローアップ。
- ECBから各国の監督機関に対して、ECBが直接監督する銀行に対するアプローチに沿って、監督を続ける対象銀行により一貫性のあるアプローチを採るようにという圧力がかかる。

銀行同盟の銀行監督機関としてECBを設立した規則は、ECBに広範にわたる監督権限と制裁権限も与えています。ECBの課題に迅速に適応できない銀行は、監督上の「スコア」が低くなるリスクを抱えることになり、それが資本および流動性に係る第2の柱の要件の引き上げや、銀行の再生・破綻処理計画を改善するための構造的施策などの監督上の措置につながる可能性があります。ECBは直接監督する銀行に対する第2の柱の資本要件の設定に、すでに意欲的に取り組んでいます。また、銀行

は配当金の分配に関して保守的なアプローチを取るべきだという提言をしたり、変動型報酬の見直しを発表したりしています。

どこでも似たような監督アプローチ…

第2の柱の資本要件設定は何年も銀行監督機関の武器の1つでしたが、今やEMA地域全体でこれまで以上に活発に使われるようになっていきます。スウェーデンと英国は、CRRおよびEBAのSREPガイドラインに沿って、第2の柱の資本要件設定へのアプローチを修正しました。EU以外に目を向けると、EU域外のヨーロッパ、アフリカ・中近東の各国当局の多くが取っている監督のスタンスは、より厳しく徹底的です。クウェート、アラブ首長国連邦、カタール、サウジアラビアは、監督アプローチの主要な要素として、自己資本充実度評価プロセス (ICAAP) およびSREPに、より重点を置いています。



5. TLACおよびMREL—新規導入

金融安定理事会（FSB）は、11月のG20ブリスベン・サミットの直前に総損失吸収力（TLAC）に関する市中協議文書を発表しました。FSBの提案は対象がグローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）（新興国のG-SIBsを除く）に限定されており、2019年までは適用されません。しかしながら、密接に関連する欧州銀行監督機構（EBA）の提案は、EUの金融機関に「自己資本および適格債務最低基準（MREL）」を遵守させるというもので、これがヨーロッパの幅広い銀行に同様のアプローチを適用する（それも思っているよりもずっと早くに適用する）ことになるでしょう。

銀行が受ける影響

- TLACやMRELの要件が課される銀行は、算入可能な追加債務を増やす、または既存の長期債務の一部を適格債券に転換する必要があるかもしれません。これは費用がかかり、大銀行の資金調達コストに大きな影響を及ぼしかねません。適格債券への投資家は、銀行が破綻処理を行うようなことになった場合には自分が最初にペイルインされる者の中にいることを知り、これを加味した利息を要求するでしょう。どの投資家が適格債券の保有を認められるかに関する制約もあるかもしれません。一部の銀行は、追加の長期債務をさらに増やすことが難しくなるかもしれません。
- 個人・法人顧客の預金が主な資金調達源となっている銀行は、このような預金の一部を長期債務に替えなければならないかもしれません。TLACおよびMRELの要件を満たすために債務を再編するのは、非常に困難で時間がかかる可能性があります。
- EUのG-SIBsはリスク・アセット・ベースのTLACまたは総負債ベースのMRELの、いずれか高い方の要件を満たさなければならないとされます。

- さらに、銀行は以下についても考慮する必要があるでしょう。

- **戦略的考察:** 追加資金調達コストは、規模が小さい不採算事業の閉鎖を加速する可能性がある。
- **バランスシート管理:** TLACおよびMREL要件は、資金調達サイドでは資本および長期債務の増加、資産サイドでは適格流動資産を含め、規制により銀行のバランスシートに課されるコスト増と硬直化を増大させる。
- **リスク管理:** 資金調達リスクの選好は、銀行が資本、MRELおよびTLAC要件を継続的に満たすようにするために抑制する必要がある、戦略的柔軟性が一段と制限される。
- **各国の要件:** 国際的な銀行グループは、海外子会社に課される現地法域の要件も満たさなければならない可能性がある。MRELは規制対象の各金融機関に対して設定されるので、各国当局の方針と親会社や持株会社レベルでのMRELの適用前のポジションに関して合意しなければならなくなり、銀行グループが、課されたTLACまたはMRELに対して「シングル・ポイント・オブ・エントリー」手法を実施する能力の足かせとなる可能性がある。これがクロスボーダー破綻処理を効果的に行うのを一層複雑なものにする。銀行はクロスボーダー破綻処理の取決めがスムーズに機能することに重きを置きすぎてはならない。米連邦準備制度理事会（FRB）は2014年8月、米国の主要銀行の破綻処理計画の欠陥の1つは、このような取決めに依存しすぎていることだと発表した。

1. マクロ健全性規制

2. リスク・アセット

3. 包括的査定

4. 監督

5. TLACおよびMREL—新規導入

TLACとMRELは何をもたらすのか？

ベイルイン・ツールは、各国当局が破綻銀行に対処するために備えるべき破綻処理権限の重要な要素です。債権者の保有債権価値の減額または株式への転換は、納税者の資金を使わずに、また通常の破綻手続での清算により課される制約を受けずに、損失に対応し、破綻銀行の資本を再構築する手段となっています。

TLACおよびMRELは、システム上重要な銀行に対して、重要な機能の遂行を妨げず、また法的責任や賠償請求が認められるという重大なリスクを生じさせずに、一般の「上位」債権者よりも先にベイルインされる「劣後」債務を最低額保有することを義務付けることによって、これを一歩先に進めます。

銀行が破綻処理の対象となった場合、まず株式とその他のTier1資本が償却され、次にTier2資本の減額または株式への転換が行われます。続いて、利用可能なTLACまたはMRELの一部として指定されたその他の債務の減額または株式への転換が行われることとなります。他の債権者については、これでも損失対応や銀行の必要な資本再構築に不十分な場合に限り、ベイルインの対象となります。

TLACとMRELには何が含まれるのか？

提案されているTLACとMRELは、その適格性基準が若干異なります。MREL案は銀行再生・破綻処理指令(BRRD)の条項に基づいており、その他のTLAC以外の債務すべてに劣後する適格債務を必要としません。

	TLAC	MREL
Tier1およびTier2規制資本	✓	✓
以下に該当する債務		
満期まで1年以上ある	✓	✓
無担保・無保証	✓	✓
預金者優先弁済の対象ではない		✓
契約上（または準拠法上）破綻処理におけるベイルイン対象となっている	✓	
その他のTLAC以外のすべての債務に劣後する	✓	

出典：KPMGインターナショナル 2015年

“ TLACとMRELはシステム上重要な銀行に、一般の「上位」債権者よりも先にバイルインされる「劣後」債務を最低額保有することを義務付けます。”

どの程度のTLACおよびMRELが求められるのか？

TLACもMRELも、最低基準の計算が複雑です。FSBの提案では、G-SIBはリスク・アセットの16～20%のTLACに加え、資本サーチャージおよび資本バッファー（資本保全バッファー2.5%、およびカウンターシクリカル資本バッファーまたは追加のシステミック・リスク・バッファー）を維持する必要があります。

資本サーチャージが2%のG-SIBの場合、これはリスク・アセットの20.5～24.5%というTLAC要件になるということです。G-SIBsは、最低Tier1レバレッジ比率の、少なくとも2倍のTLACレバレッジ比率をも満たさなければなりません。すなわち、総エクスポージャー（リスク・アセットではない）の少なくとも6%をTLACとして保有しなければなりません。FSBは、TLACの少なくとも3分の1が規制上の資本とみなされないTLAC適格債務でなければならないとも提案しています。

最低TLAC要件は、G-SIB内の各破綻処理対象事業体に適用され、破綻処理対象グループの連結財務諸表との関連で設定されます。シングル・ポイント・オブ・エントリー（SPE）方式の破綻処理戦略では、親会社または持株会社のみが、破綻処理手続の対象になります。しかしながら、FSBは受入国の破綻処理当局にさらに信用してもらうために、受入国に拠点を置く重要な子会社にはTLAC要件の75～90%相当の内部TLAC要件が課され、この要件は重要な各子会社に独立採算ベースで適用されると提案しています。

EUの提案では、すべての金融機関がMREL要件の対象となる可能性があります。MREL要件は、BRRDにおいて高いレベルに設定されており、総負債（自己資本を含む）の何パーセントという形で表現されるべきであり、各金融機関に対する要件は当該機関の破綻処理の実現可能性、リスク・プロファイル、システム上の重要性、その他の特性を考慮に



入れて、ケース・バイ・ケースで定めるべきだとされています。

EBAは、さらに以下のように提案しています。

- G-SIBsおよび国内のシステム上重要な銀行 (D-SIBs) は、総負債の10%前後をMRELとして保有することが義務付けられる。その半分は長期債券として保有することができる。
- 重要な経済機能を担う中規模銀行は、かかる重要機能によって説明されるリスク・アセットの割合に比例したMRELを満たさなければならない。実際、追加債務は破綻処理における重要な機能をサポートするために必要ならば、バйлインされる。

- 小規模銀行は、基本的な資本要件のほかにMRELを満たす必要はない。これは小規模銀行が存続不能になった場合、破綻処理をするよりも清算することになるからである。

EBAの基準は2016年1月1日から施行されることになっていますが、破綻処理当局は2019年1月までの経過措置期間を認めることができます。また、すべての破綻処理当局（銀行同盟に対する欧州中央銀行 (ECB) も含まれる可能性あり）が2015年末までに破綻処理戦略の評価を終えていないために、遅れが生じる可能性もあります。

G-SIBを対象としたTLACとMRELの要件の比較

前提 バランスシートが€100、 リスク・アセットが€35のG-SIB	
TLAC	MREL
必要総額はリスク・アセットの 20 ~ 25%=€7 ~ 9	a) 期待損失＝資本要件＝リスク・アセットの14 ~ 15% ＝€5 b) 資本再構築＝以下のいずれか高い方 i) システミック・リスク・バッファを除いた資本要件 (リスク・アセットの7%=€2.5) ii) 類似する他行並みの信頼を回復するために必要な 資本 (リスク・アセットの15%=€5) c) その他の懸念事項に係る調整 (現段階では不明だが、 プラスもマイナスもあり得る) したがって、総MREL=€10 +/- 調整分

出典：KPMGインターナショナル 2015年

金融サービスおよび雇用創出と成長の課題

KPMGは昨年、規制改革の焦点を、前回の金融危機に対応するための施策から雇用創出と成長へとシフトさせる必要があると述べました。政策立案者は2つの重要な問いについて考える必要があります。



- どうすれば金融セクターの雇用創出と成長への貢献を最大にできるか？
- 規制改革アジェンダは行き過ぎではないのか？

金融の安定は重要です。KPMGは非常に安定した金融セクターと、経済成長と雇用の創出の促進と維持に適した状況を生み出す金融市場の2つを、うまく両立させなければならないと考えます。G20とEUは、金融サービスが雇用創出と成長にもっと貢献できるように規制改革の方向性と詳細を調整する必要があります。

主な規制改革アジェンダ修正案を下表にまとめました。

目的	KPMGの提言
EUの資本市場は、発行体と投資家の双方のために効果的かつ効率的な長期仲介を可能にし、促進するような、深化した流動性の高い資本市場を作り出すために、さらに整備する必要がある	• 本当の意味での単一市場の創設に重点を置く • エクイティ文化（株式投資意欲）の強化を推進する • EUレベルでも、各国レベルでも、法規制の足かせをなくす
保険会社やその他の長期投資家に対して、インフラ、中小企業、その他の長期投資に投じる資金を増やすように奨励する必要がある	• ソルベンシー 2において、長期投資へのアプローチを懲罰的ではないようにする • さまざまなタイプの投資家の好みを反映させて、インフラ投資のトランピング（優先劣後構造）を拡充する • 懲罰的な資本の取扱いやトレーディング銀行（投資銀行）の構造的な制約を覆すことにより、社債発行に係る流通市場の流動性を改善する • 長期投資家を対象とする税制の確実性を高める
資産運用会社に対して、インフラ投資を増やすように奨励する必要がある	• 運用ファンドを通じて長期投資を増やすためのメカニズム（欧州長期投資ファンド（ELTIFs）を含む）を提供する
中小企業、インフラ、貿易金融への銀行融資と、銀行の顧客に対するリスク管理サービスが促進されるべきである	• 長期融資や貿易金融を行う銀行に対する資本要件および流動性要件を、懲罰的ではないようにする • 銀行融資の証券化の発行者と保有者をカバード・ボンドの発行者と保有者と同様に扱うことにより、銀行融資の質の高い証券化を促進する

規制動向の概要

2014年の規制動向の概要、および2015年以降に予測される動向

資本

	2014年	2015年	それ以降
資本	- EUでの自己資本規制 (CRR) / 自己資本指令4 (CRD4) 施行 (1月) - その他の国でのバーゼル3施行は2014年または2015年から - 大口エクスポージャー (バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) 4月)	国際財務報告基準第9号 (IFRS9) および予想信用損失会計 (BCBSコンサルテーション・ペーパー 2月)	資本要件引上げの完全施行段階 (資本の減額、適格でなくなった資本発行の段階的撤廃、システム上重要な銀行 (SIB) の資本サーチャージを含む)
リスク・アセット	- カウンターパーティ・リスクを計測するための標準的手法 (BCBS 8月) - 証券化に対する内部格付ベース (IRB) 手法、外部信用格付手法、標準的手法のヒエラルキーを使った資本の取扱い (BCBS 12月) - BCBS: 信用リスク (12月)、市場リスク (12月)、オペレーショナル・リスク (10月) に対する標準的手法の改定、および改定された手法に基づいた資本フロアに関するコンサルテーション (12月) - トレーディング勘定の根本的な見直しに関する第3次コンサルテーション (BCBS 12月)	- 以下についてのコンサルテーション後、定量的影響調査 (QIS) 後の進展: - 信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクに対する標準的手法の改定 - この改定された手法に基づいた資本フロア - 信用リスクと市場リスクがあるエクスポージャーをモデルベースで計算することを制限 - 開示の強化 - 欧州銀行監督機構 (EBA): IRB手法の将来についてのディスカッション・ペーパー (3月) - 単純な証券化のリスクウェイトの改正 (単純で質の高い証券化の特定にEBAおよびBCBS/IOSCOが2014年に提案した基準を使用) - ソブリン・リスク・エクスポージャーの見直し (BCBS)	改定された手法の実施
包括的評価	銀行同盟の資産査定およびEU全域でのストレステスト		- ソブリン・エクスポージャー、資金調達リスクと流動性リスクをより重視した定期的なストレステスト - 対象銀行の拡大 - 定性的要素をより重視
第2の柱	EBA: 監督上の検証・評価プロセス (SREP) に関するガイドライン (12月)	- 英国健全性監督機構 (PRA): 改正された「第2の柱」制度に関するコンサルテーション (1月) - ECB: 銀行同盟の主要銀行を対象により一貫性のある「第2の柱」の要件を導入 - 銀行勘定における金利リスクに係る「第1の柱」の最低資本要件	
レバレッジ比率	- 総エクスポージャーの定義についての合意 (BCBS 6月) - 英国金融監督委員会 (FPC): 英国の大手銀行を対象としたレバレッジ比率引上げ案 (10月)	- レバレッジ比率の水準調整 (BCBS): 最低比率および分子部分の資本の定義 - 銀行によるレバレッジ比率の開示	「第1の柱」の最低要件として2018年1月から施行

2014年の規制動向の概要、および2015年以降に予測される動向

システミック・リスク

	2014年	2015年	それ以降
システム上重要な銀行 (SIBs)	- グローバルにシステム上重要な銀行 (G-SIBs) 指定リストの年次更新 (BCBS 11月) - 国内での国内のシステム上重要な銀行 (D-SIBs) の指定および資本サーチャージ - FSBテーマ別レビュー (「G-SIBsとD-SIBsを対象とした健全性および監督の枠組み」、「その枠組みにG-SIBsがどう対応したか」について)	- G-SIBs指定リスト (BCBS 11月) - D-SIBs指定に向けた各国当局のさらなる動き - FSBのテーマ別レビューの結果	G-SIBsに課される資本サーチャージを2016年から段階実施
マクロ健全性規制	- 各国および銀行同盟の制度的構造の策定および施行 - マクロ健全性ツールの利用の増加 (カウンターシクリカル資本バッファ、システミック・リスク・バッファ、セクター別資本要件、LTV上限を含む)	マクロ健全性ツールの利用拡大ー広範な国でのツールの使用開始、各国内で使われるツールの数の増加	
破綻処理・ベイルイン	- 銀行再生・破綻処理指令 (BRRD) 最終決定 (4月) - FSB: 破綻処理措置のクロスボーダーの認識に関するコンサルテーション (9月) - EBA: MRELに関するコンサルテーション (11月) - FSB: TLACに関するコンサルテーション (11月) - ISDA: 破綻処理における二者間デリバティブ契約の中止の認識に関する業界プロトコル (10月) - EBA: BRRD関連の一連の技術的基準 - 銀行同盟の域内での単一破綻処理機構および単一破綻処理基金の設立 - 国内および銀行同盟の破綻処理基金の資金手当の取決め (カバーされる預金の1%、単一破綻処理基金 (SRF) は2016年から8年間、各国の基金は2015年から10年間) - 国内の預金保証制度 (DGS) の資金手当の取決め (対象預金の0.8%、2015年から10年間)	- BRRD施行 (ベイルインを除く) - FSBの定量的影響調査および市場投資家調査 (TLACに関して) - MRELとTLACの水準調整	- BRRD: MRELを含めたベイルイン施行 (2016年) - 欧州委員会: EUにおけるMRELの国内実施状況のレビュー - TLAC施行 (2019年) - 破綻処理および預金保証制度 (DGS) 基金の資金手当 (2025年まで)

2014年の規制動向の概要、および2015年以降に予測される動向

流動性

	2014年	2015年	それ以降
流動性カバレッジ比率 (LCR)	- 水準調整と実施日程が最終決定 - 欧州委員会：カバード・ボンドを適格流動資産 (HQLAs) として使うと決定 (10月)	1月から最低流動性カバレッジ比率 (LCR) が60%に	残りの実施日程、100%までの最低LCRは2018年1月 (EU) または2019年1月 (EU域外) から
安定調達比率 (NSFR)	改定版の合意 (BCBS 10月)		2018年1月から最低要件として施行

構造、ホールセール市場、ガバナンス、データ

業務分離	- 欧州委員会の提案 (1月) - ベルギー、フランス、ドイツ、英国で国内法制化 - 英国での第2次法制化およびPRAガイドライン	欧州議会と欧州理事会が提案を再検討	- 自己勘定取引と業務分離に関するEU法案、施行は前者が2017年、後者が2018年の提案 (予定) 2016年から英国法施行、完全施行は2019年
ホールセール市場	- FSB：OTCデリバティブの中央清算、トレーディング、報告に係る施策の実施に関する進捗報告書 (4月、11月) - 銀行の中央清算機関へのエクスポージャーを対象とした資本要件 (BCBS 4月) - 欧州市場基盤規制 (EMIR) の一連の技術的基準 - 金融商品市場規制 (MiFIR) / 金融商品市場指令 (MiFIDII) 最終決定 (6月) - 欧州証券市場監督機構 (ESMA)：MiFIRとMiFIDIIに基づく技術的基準に関するコンサルテーション - ESMA：MiFIRとMiFIDIIに基づく委任法令を提言 - MARおよびMAD2の最終決定 (6月) - FSB：中央清算されない証券金融取引 (SFTs) のヘアカット基準 (10月)	- MiFIRとMiFID II：ESMAからの技術的基準の実施 - EU：証券金融取引 (SFTs) の報告と透明性に関する法制化 - 一部のEU加盟国を対象とした金融取引税案 - 中央清算されないOTCデリバティブを対象としたリスク緩和基準 (IOSCO 1月)	MiFIRとMiFIDIIの施行 (2017年1月)
ガバナンス	- FSB：リスク文化の監督上の評価に関するガイドダンス (4月) - バーゼル：銀行向けのコーポレート・ガバナンス原則 (BCBS 10月) - 一部の国で、FSBの以前のペーパーの国内実施		
データおよび報告	- BCBSのリスクデータ集計および報告原則の国内実施 - EUにおける新たな規制報告および開示義務 (共通報告フレームワーク (COREP) と財務報告フレームワーク (FINREP) を含む) - FSB：G-SIBs向けの共通データ・テンプレート - IMF/FSB：G20データ・ギャップ・イニシアチブに関する進捗報告書 (FSB 9月) - 開示強化タスクフォース：銀行の「第3の柱」の開示に関する調査 (FSB 9月)	- G-SIBによるリスクデータ諸原則の自己評価に関する第2回報告 (BCBS 1月) 「第3の柱」の開示の改正、フェーズ1 (BCBS 1月)、施行は2016年末から	「第3の柱」の開示の改正、フェーズ2 (BCBS)

2014年の規制動向の概要、および2015年以降に予測される動向

コンダクト、監督、シャドーバンキング、資本市場同盟 (CMU)

	2014年	2015年	それ以降
コンダクトと文化	- 住宅ローン指令 (2月) - MiFID II 最終決定 (6月) - ESAs: リテールコンダクトに関するガイドライン - 厳格化したコンダクト要件の国内実施 - 金利・外国為替のベンチマーク関連の不正行為、金融犯罪、リテール市場での不正販売への一部の銀行の関与に関する詳細 - FSB: 金利のベンチマークに関する報告書 (7月) - FSB: 外国為替ベンチマークに関する提言 (9月) - 訴訟コスト	- ESMAがMiFID IIに基づく技術的基準を策定 - ベンチマークの正確性と誠実性に関するEU規制 - 訴訟コスト関連のさらなる作業 - マネー・ロンダリング防止 (AML) 第4次指令が2017年の施行に向けて最終決定の見込み	
監督	- FSB: 監督の強化および有効性の向上に関する進捗報告書 (4月) - ECBが単一監督制度の下で銀行同盟の銀行監督機関となる (11月) - 銀行のビジネスモデルと存続可能性の重視 - 資本と流動性を国内にとどめる国内法の要件 - 南アフリカにおける構造改革「ツインピーク」制度構造への移行		
シャドーバンキング	- 欧州委員会: 証券金融取引の透明性に関する規制案 (1月) - FSB: 進捗報告書および2015年のロードマップ (11月)	- MMF (EU法制案の審議中) - IOSCO: シャドーバンキングのレビュー	
資本市場同盟 (CMU)	- 欧州委員会: 長期資金調達に関するロードマップ (3月) - FSB: 長期投資ファイナンスの供給に影響を及ぼす規制要因に関する最新情報 (9月) - 中小企業およびインフラ向けの市場での資金調達に関するIOSCO報告書 (9月) - 欧州委員会の欧州長期投資ファンド (ELTIFs) に関する提案をEUで継続審議	- 欧州委員会: 資本市場同盟 (CMU) に関するグリーンペーパー (2月) およびアクションプラン (第3四半期) - EU、ELTIFs法制化の最終決定	

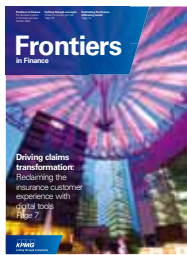
出典: KPMGインターナショナル 2015年

用語集

AIFMD	Alternative Investment Fund Managers Directive：オルタナティブ投資ファンド運用者指令	HQLA	High Quality Liquid Asset：適格流動資産
AML	Anti Money Laundering：マネー・ロンダリング防止	ICAAP	Internal Capital Adequacy Assessment Process：自己資本充実度評価プロセス
AQR	Asset Quality Review：資産査定	IFRS	International Financial Reporting Standard：国際財務報告基準
ASPAC	Asia Pacific Region：アジア太平洋地域	IMF	International Monetary Fund：国際通貨基金
BCBS	Basel Committee on Banking Supervision：バーゼル銀行監督委員会	IOSCO	International Organization of Securities Commissions：証券監督者国際機構
BI	Business Indicato：ビジネス指標	IRB	Internal Ratings Based：内部格付ベース
BRRD	Bank Recovery and Resolution Directive：銀行再生・破綻処理指令	IRRBB	Interest Rate Risk in the Banking Book：銀行勘定の金利リスク
CCAR	Comprehensive Capital Analysis and Review：包括的資本分析およびレビュー（米国）	ISDA	International Swaps and Derivatives Association：国際スワップ・デリバティブ協会
CCP	Central Counterparty：中央清算機関	IT	Information Technology：情報技術
CET1	Common Equity Tier 1：普通株式等Tier1資本	LATAM	Latin America：南アメリカ
COREP	Common Reporting：共通報告フレームワーク	LCR	Liquidity Coverage Ratio：流動性カバレッジ比率
CRD4	Fourth Capital Requirement Directive：自己資本指令4	LTI	Loan to Income：所得に対する住宅ローンの割合
CRR	Capital Requirements Regulation：自己資本規制	LTV	Loan to Value：ローンに対する担保価値
CVA	Credit Valuation Adjustment：信用評価調整	MAD2	Second Market Abuse Directive：市場濫用指令2
DGS	Deposit Guarantee Scheme：預金保証制度	MAR	Market Abuse Regulation：市場濫用規制
D-SIB	Domestic Systemically Important Bank：国内のシステム上重要な銀行	MiFID II	Second Markets in Financial Instruments Directive：金融商品市場指令
DTI	Debt to Income：所得に対する住宅ローン返済額の割合	MiFIR	Markets in Financial Instruments Regulation：金融商品市場規制
EBA	European Banking Authority：欧州銀行監督機構	MMF	Money Market Fund：マネー・マーケット・ファンド
ECB	European Central Bank：欧州中央銀行	MREL	Minimum Requirement for Own Funds and Eligible Liabilities：自己資本および適格債務最低基準
ECL	Expected Credit Loss：予想信用損失	NPE	Non-Performing Exposure：不良債権
ELTIF	European Long Term Investment Fund:欧州長期投資ファンド	NSFR	Net Stable Funding Ratio：安定調達比率
EMA	Europe, Middle East and Africa：ヨーロッパ、中近東、アフリカ	P&L	Profit and Loss：損益
EMIR	European Market Infrastructure Regulation：欧州市場基盤規制	PRA	Prudential Regulation Authority：健全性監督機構（英国）
ESA	European Supervisory Authority：欧州監督機構	QIS	Quantitative Impact Study：定量的影響調査
ESMA	European Securities and Markets Authority：欧州証券市場監督機構	ROE	Return on Equity：株主資本利益率
ESRB	European Systemic Risk Board：欧州システミック・リスク理事会	RWA	Risk Weighted Asset：リスク・アセット
EU	European Union：欧州連合	SBA	Sensitivity Based AppROach：感応度ベースの手法
FINREP	Financial Reporting：財務報告フレームワーク	SFT	Securities Financing Transaction：証券金融取引
FPC	Financial Policy Committee：金融監督委員会（英国）	SME	Small and Medium-Sized Enterprise：中小企業
FSB	Financial Stability Board：金融安定理事会	SPE	Single Point of Entry：シングル・ポイント・オブ・エントリー
G20	Group of 20：主要20カ国・地域	SRB	Systemic Risk Buffer：システミック・リスク・バッファー
GDP	Gross Domestic Product：国内総生産	SREP	Supervisory Review and Evaluation Process：監督上の検証・評価プロセス
G-SIB	Global Systemically Important Bank：グローバルなシステム上重要な銀行	TLAC	Total Loss Absorbing Capacity：総損失吸収力

刊行物

KPMGメンバーファームは、金融サービス業界に関する幅広い調査、分析、洞察を提供しています。詳しい情報については、ウェブサイト (kpmg.com/financialservices) をご覧ください。



フロンティアズ・イン・ファイナンス: Frontiers in Finance

2014年冬

6年前の金融危機以降、金融セクターの安定化に向けて大きな前進がありました。けれども、まだやり残していることはたくさんあります。「フロンティアズ・イン・ファイナンス」本号では、変化・変革の道案内に力を入れ、複雑な金融サービスの状況と経営幹部が現在取り組んでいる主な変革の問題を取り上げています。



クライアントオンボーディング: Client onboarding

2014年8月

金融サービスのクライアントオンボーディング（新規顧客受入れに際しての諸手続）は是正する必要があります。定義上、オンボーディングは、市場参加者が関連リスクの詳細な検討を行って、相手と取引するかどうか決定するプロセスです。しかし、デジタル化が進み、光の速さ並みにスピーディに動く世界にあって、現行プロセスは時代錯誤のものとなっています。



投資銀行業の未来: Future of investment banking

2014年4月

投資銀行業務はいつの時代も繁栄と縮小の時期を繰り返す景気循環型のビジネスでした。しかし、現在は違います。私たちは市場が根本的に変わったと考えています。強い圧力が投資銀行環境を、かつてない形と規模で変え続けています。



AIFMDの導入状況: AIFMD Transposition Update

2014年1月

データと分析から行動につながる洞察を得ること。現代の競争が激しい市場では、問題は所有しているデータの量ではなく、データで何をするのかということです。本レポートでは、世界各国の大手企業のCFO（最高財務責任者）、CIO（最高情報責任者）140人の見解について考察しています。



ソーシャル・バンカー 2.0: The Social Banker v2.0

2014年1月

本レポートは、ICICI証券、マクドナルド、RBSおよびNatWestの経営幹部を含む12人の業界専門家の洞察をまとめ、世界各地のKPMGセクターリーダーの新たな洞察に富む知見と視点を紹介しています。



保険業の変革—競争優位を保つために: Transforming Insurance: Securing competitive advantage

2014年10月

「保険業の変革」は、市場参加者が自らの事業のあらゆる側面を変えるデジタル・技術の変化に対応する中でのグローバルな保険業の現状を、鮮やかに描いています。徹底した調査とクライアントおよびKPMGプロフェッショナルとのインタビューに基づいて作成されています。



顧客体験のバロメーター: Customer Experience Barometer

2014年5月

5大市場の主要5サービスセクター（銀行、損害保険、生命保険、エリテール、公益）の消費者5,000人を対象とした綿密な調査に基づいたデータが、顧客は何が自分の体験に最も重要だと考えているかについて、独自の視点を提供します。



保険規制の進化: Evolving Insurance Regulation

2014年3月

新たな政策立案者のますます重要な役割、保険業の規則を銀行業のモデルと一致させるようにという圧力、消費者保護法の台頭、最新の保険リスク、会計の変更に特に注目した、規制環境の綿密なレビューです。2015年版は4月に刊行予定。



最後のフロンティアを目指して: Towards the Final Frontier

2014年1月

本レポートは、保険会社が現在の保険会計案に関して考えるべき主なビジネス上の影響について見ていきます。

銀行規制の進化ーパート2

銀行の事業構造：実行可能な戦略を求めて



2015年「銀行規制の進化」シリーズの第2弾は、4月刊行予定です。このレポートでは銀行の事業構造と、規制圧力と商業的圧力にビジネスモデルの変革を促される世界で多くの銀行が実行可能かつ持続可能な未来を模索している現状を取り上げます。規制圧力は、さまざまな経済的・商業的圧力と相まって、銀行の事業構造の変革を促しています。多くの銀行のビジネスモデルが基盤としている商業・事業上のシナジーが、特にユニバーサルバンクやクロスボーダー銀行で、このような圧力によって一部損なわれつつあります。したがって、戦略の前提の多くは時代遅れとなっています。ゲームのルールは変わり、ビジネスモデルも変える必要が出てきたのです。この変革の重要な側面は以下のとおりです。

- 商品、顧客提案、価格設定
- バランスシートの規模と構成（バランスシートの両サイドで）、および資本計画
- あらゆる事業タイプおよびあらゆる国・地域の法的構造
- ガバナンス、マネジメント、組織構造、リスク管理とコンプライアンス、販売チャネル、支払・決済の取決め、トレーディングおよびその他の取引の計上、重要な経済機能支援サービス提供を含めた事業構造

本レポートについてはウェブサイト (www.kpmg.com/regulatorychallenges) をご覧下さい。

KPMG Global Financial Servicesは、メンバーファーム155社からなるグローバルネットワークに34,000名を超えるパートナーとプロフェッショナルを擁し、リテール・バンキング、コーポレート・バンキング、投資銀行、資産運用、保険セクターのクライアントに、監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。世界中の金融サービス業界のクライアントのために、プロフェッショナル1人ひとりがこの広範なネットワーク全体からアイデア、イノベーション、経験を提供しています。私たちは大手金融機関に、世界レベルの実施経験に裏打ちされた実務的なアドバイスや戦略を提供しています。私たちは、自分たちの業界に対するコミットメント、セクターに関する見識、私たちの最高の能力をメンバーファームのクライアントに提供するための情熱が、私たちを傑出した存在にしていると自負しています。KPMGメンバーファームが貴社の事業目的の達成をどのようにお手伝いできるか、話し合う機会を持てれば幸いです。



Contact us

Jeremy Anderson
Chairman Global Financial Services

KPMG
T: +44 20 7311 5800
E: jeremy.anderson@kpmg.co.uk

David Sayer
Global Head of Banking

KPMG
T: +44 20 7311 5404
E: david.sayer@kpmg.co.uk

Michael J Conover
**Global Sector Leader,
Capital Markets**

KPMG
T: +1 212 872 6402
E: mconover@kpmg.com

Bill Michael
EMA Head of Financial Services

KPMG
T: + 44 20 7311 5292
E: bill.michael@kpmg.co.uk

Giles Williams
**Partner, Financial Services
Regulatory Centre of Excellence**

EMA region
T: +44 20 7311 5354
E: giles.williams@kpmg.co.uk

Clive Briault
Senior Adviser, Financial Services

Regulatory Centre of Excellence
EMA region
T: + 44 20 7694 8399
E: clive.briault@kpmg.co.uk

Simon Topping
Principal, Financial Services

Regulatory Centre of Excellence
ASPAC region
KPMG
T: +852 2826 7283
E: simon.topping@kpmg.com

Pam Martin
Managing Director, Financial Services

Regulatory Centre of Excellence
Americas' region
KPMG
T: +1 202 533 3070
E: pamelamartin@kpmg.com

Seiji Kamiya
Partner, Financial Services

KPMG in Japan
T: +81 3 3548 5100
E: seiji.kamiya@jp.kpmg.com

fsregulation@kpmg.co.uk

www.kpmg.com/regulatorychallenges

KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン

〒100-8172

東京都千代田区大手町1丁目9番7号

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

TEL : 03-3548-5100

financialservices@jp.kpmg.com

kpmg.com/socialmedia



kpmg.com/app



本レポートは、KPMGインターナショナルが2015年3月に発行した“Evolving Banking Regulation Part One From Design to Implementation”を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. Member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International. KPMG International provides no client services. No member firm has any authority to obligate or bind KPMG International or any other member firm vis-à-vis third parties, nor does KPMG International have any such authority to obligate or bind any member firm. All rights reserved.

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

Designed by Evalueserve.

Publication name: Evolving Banking Regulation – Part One: From design to implementation
Publication number: 132195-G Japan 15-1518